地域密着型(介護予防)サービスの市町村域を越えた利用についての基本方針

- ◆ 本市被保険者による市外地域密着型(介護予防)サービスの利用を希望する場合 他市町村に所在する事業所の指定を行う際は、次のいずれかの要件を満たすこととする。 ただし、個別の事情等が勘案されるため、要件に該当することのみをもって、利用が認められるものでないことに留意すること。
- 1. 本市に所在する事業所の定員等に空きがないことにより、本市被保険者が、必要とする地域密着型(介護予防)サービスの提供を受けることができない状態である。
- 2. 本市被保険者が、その配偶者等からの暴力、ストーカー行為、虐待及びこれらに準ずる行為の被害者のため、他市町村に(住民票を異動せずに)居住している。
- 3. 本市被保険者が利用しているサービスが、介護保険制度の改正に伴い地域密着型サービスに位置づけられたサービスであって、当該改正前から引き続き提供されている。
- 4. その他本市が特にやむを得ないと認めるとき。
- ◆ 他市町村被保険者が和歌山市内の地域密着型(介護予防)サービスの利用を希望する 場合

他市町村長から本市に所在する事業所の指定に係る同意を求められた際は、 $1\sim 4$ のいずれかの要件を満たし、かつ5、6 のいずれの要件も満たす場合に同意を行うこととする。ただし、個別の事情等が勘案されるため、要件に該当することのみをもって、同意が行われるものでないことに留意すること。

【他市町村被保険者が満たすべき要件】

- 1. 本市に隣接する市町(海南市、岩出市、紀の川市、阪南市、岬町)の被保険者が地域 密着型(介護予防)サービスの利用を希望する場合において、当該市町に所在する事 業所の定員等に空きがない、又はサービスを提供する事業所が当該市町に存在しない。
- 2. 他市町村被保険者が、その配偶者等からの暴力、ストーカー行為、虐待及びこれらに 準ずる行為の被害者のため、本市に(住民票を異動せずに)居住している。
- 3. 他市町村被保険者が利用しているサービスが、介護保険制度の改正に伴い地域密着型 サービスに位置づけられたサービスであって、当該改正前から引き続き提供されてい る。
- 4. その他本市が特にやむを得ないと認めるとき。

【当該事業所が満たすべき要件】

- 5. 利用者の数が定員の上限に達していないこと。
- 6. 地域密着型サービスの利用を希望する者を含め、他市町村被保険者の割合が定員の概ね1割以内であること。